

**CFP®受験対策講座 「ライフ・リタイアメントプランニング」**  
**平成19年版 日本FP協会 基本テキスト 改正・補足資料**

★下表の「該当ページ」は日本FP協会平成19年度版テキストの該当ページを指します。

該当ページ	改定内容等
30 料率改定	(2) 社会保険料 ①サラリーマンの社会保険料（平成20年4月現在） a) 厚生年金保険保険料 標準報酬月額の <u>14.996%</u> ＋標準賞与額の <u>14.996%</u> を労使折半 c) 介護保険料（2行目～） 介護保険第2号被保険者は・・・（標準報酬月額の <u>1.13%</u> ＋標準賞与額 〈総支給額の1000円未満切捨て、 <u>年度累計540万円上限</u> ）の <u>1.13%</u> を労使折半 ②自営業者の社会保険料（平成20年4月現在） a) 国民年金保険料 月額 <u>14,410円</u>
105 法改正	1. 金融商品販売法について （追記） 金融商品取引法に施行にあわせ下記が追加された。 ①適合性の原則の導入 ②不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあると誤認されることを告げる行為の禁止 ③当初元本を超える損失が生ずるおそれがあること
131 記述変更	2. 教育資金の準備方法 (2) 教育積立郵便貯金の利用 平成19年10月の郵政民営化以後、ゆうちょ銀行は教育積立貯金の新規取扱いを行なわなくなった。したがって、民営化以後に積立てを開始していた貯金者のみ、継続積立てが可能であり、満期時の斡旋融資を受けることができる。
制度廃止 削除	(3) 一般財形（項目削除） <del>事業所で行なっている一般財形貯蓄を</del> <del>国から事業主を通じて給付される財形貯蓄活用給付金制度がある。</del>
132 制度廃止	1. 公的教育ローンの活用 （訂正）国民生活金融公庫扱い 国の教育ローン 表内備考欄 年金教育資金貸付 → 平成20年度以後実質休止の措置 教育積立郵便貯金 → 郵政民営化前の貯金開始者のみ
140 記述訂正	(2) 住宅積立貯金（郵便局） 2行目以下 …には沖縄振興開発金融公庫・・・日本郵政公社（平成19年10月以降は <u>郵便貯金・簡易生命保険管理機構</u> ）が斡旋する制度。なお、… 訂正 ゆうちょ銀行 → 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

該当ページ	改定内容等
142 制度廃止 記述追記	<p>(5) 住宅取得資金等贈与の特例 → <u>平成17年12月31日で制度廃止</u> (追記) なお、平成15年1月～平成17年12月31日の間に5分5乗方式の特例を受けている場合、贈与の年以後5年間は同一贈与者からの贈与について、相続時精算課税を選択することができない。</p>
143 記述訂正	<p>(6) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例 (平成20年度税制改正) ①制度の概要 c)平成21年12月31日までの時限措置とする(2年延長)</p>
148 記述訂正	<p><b>【注意】</b> b)この規定は・・・・・・。なお、サラリーマンは<u>申告をしない</u>ので、原則として5年間さかのぼって<u>更正の請求</u>ができる → この規定は・・・・・・。なお、サラリーマンは<u>確定申告を要しない</u>ので、原則として5年間さかのぼって、<u>期限後申告</u>ができる</p>
項目追加	<p><u>⑤住民税の特例</u> 平成11年から平成18年の間に居住開始し、平成19年以後の住宅借入金等特別控除において、国から地方への税源移譲のために所得税から控除しきれない額が生じた場合には、申告を条件に平成20年度以後の個人住民税所得割か控除するというもの。</p>
163 項目追加	<p><u>(5) 住宅に係る省エネ改修促進税制</u> (平成20年度税制改正創設) 本人が住む居住用家屋について、「一定の省エネ改修工事」を含む増改築等を行ない、平成20年4月から12月31日の間に居住開始した場合、省エネ改修工事に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の一定割合を所得税額から控除できる。住宅借入金等特別控除とは選択適用となる。 a)一定の省エネ改修工事 ①居室のすべての窓の改修工事 ②①の工事と併せて行なう②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事 b)性能等の要件は、改修部位の省エネ性能が平成11年基準以上となること c)その工事費用が30万円を超えるものであること d)借入金等の要件 借入金は償還期間5年以上、控除対象残高は1,000万円 e)控除率 ①「特定の省エネ改修工事」に係る工事費用に相当する部分2% (200万円上限) ②上記以外の年末残高の金額の1% (①とあわせて1,000万円限度)</p>
164 制度廃止 削除	<p>図表2-18 居住用財産の譲渡の課税関係 (長期譲渡の欄 3段目削除) <del>土地、建物</del> <del>所有期間10年超、居住期間30年以上</del> <del>かつ、父母または祖父母から相続や遺贈で取得したもの</del></p>

該当ページ	改定内容等						
165 記述追加	3. 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の3年間繰越控除制度 (1) 適用要件 ⑥住民税においても損益通算、繰越控除が認められる						
166 計算ミス 訂正	<b>【所得税額の計算】</b> 平成19年の買換え、居住開始（ローン控除の控除対象限度額2,500万円） 4年目：住宅ローン控除額 <del>4,000万円</del> × 1% = <del>40万円</del> > 12.85万円 = 12.85万円 5年目：住宅ローン控除額 <del>4,000万円</del> × 1% = <del>40万円</del> < 42.45万円 = 40万円 ↓ ↓ 4年目：住宅ローン控除額 <u>2,500万円</u> × 1% = <u>25万円</u> > 12.85万円 = 12.85万円 5年目：住宅ローン控除額 <u>2,500万円</u> × 1% = <u>25万円</u> < 42.25万円 = 25万円						
168～173	(1) 住宅金融公庫融資（記述をすべて削除）						
173 記述追加 記述訂正	(2) 財形住宅融資（3行目） ●雇用・能力開発機構が事業主を通じて、 <u>または財形住宅金融株式会社を通じて融資する方法</u> （財形転貸融資） （注）融資条件等について 財形住宅融資は、その申込先にかかわらず貯蓄歴要件、残高要件、融資限度額は共通であるが、収入や返済負担率については統一基準がない。 したがって、以下は住宅金融支援機構の直接融資の条件とする。 ①財形転貸融資の概要 → ①財形住宅融資の概要 エ）現行の記述はすべて削除、下記内容に変更 → <u>財形住宅融資、フラット35などすべての借入金の年間返済合計額が年収の一定割合以下であること</u> ● <u>年収400万円以上は35%以下、年収400万円未満は30%以下</u>						
174 制度改定 記述削除	②財形直接融資 a) 条件 年収要件は <u>年間負担率要件のみ</u> （月返済額の4倍以上の月収要件は廃止）。 b) フラット35の併用 <del>それぞれの毎月返済額について4倍以上の月収が必要</del> <計算例も削除>						
175 記述改定	年間負担率表 <table border="1" data-bbox="411 1715 1023 1796"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>	年 収	400万円未満	400万円以上	負担率基準	30%以下	35%以下
年 収	400万円未満	400万円以上					
負担率基準	30%以下	35%以下					
178 記述改定	(2) 証券化住宅ローン（「フラット35」） b) 両方あわせて購入価格の <u>80%まで</u> 融資可能。 → ……購入価格の <u>90%～100%まで</u> 融資可能（金融機関によって異なる）。						

該当ページ	改定内容等
179 記述改定	c) 融資条件 収入基準： <del>月返済額の4倍以上の月収があること</del> フラット35、その他の借入金をあわせた年間返済合計額が、年収の一定割合以下であること
183 記述削除	c) その他（3行目） ……から元金均等返済、 <del>ゆとり返済から通常返済への変更も可能。</del>
232 語句訂正	④多重債務者と自己破産（8行目） 破産したことを宣告（ <u>破産手続きの開始の決定</u> ）する。
233 記述変更	<del>①ゆうゆう口座</del> （下記に差替え） ②貯金自動担保貸付 ゆうちょ銀行の総合口座で管理する定額貯金（担保定額貯金）、定期貯金（担保定期貯金）を担保とする貸付である。 a) 貸付限度額 ・定額貯金、定期貯金の預入額の90%以内で、1つの口座につき300万円限度 ・財産形成貯金貸付は、預入額に利子を加算した額の90%以内で1契約につき300万円限度 b) 貸付利率 定額貯金を担保とした場合は返済時の貯金利率+0.25% 定期貯金を担保とした場合は預入時の約定利率+0.5% 3) 貸付期間 原則2年（国際担保貸付は1年）、財形貯金担保貸付は1回に限り延長でき最長4年、途中で満期を迎える場合は満期まで。貸付期間の2年を過ぎても返済がない場合は、担保となった貯金を自動的に払い戻して返済にあてる。
256 の末尾に 記述追加	3. 国民生活金融公庫の「新規開業資金融資」 （追記） 国民生活金融公庫は、他の政府系金融機関である中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国際強力銀行などと統合され、平成20年10月に政府出資100%の株式会社日本政策金融公庫へ移行する。

以上

**社会保険関係 改正資料**

★下表の「該当ページ」は平成19年度版テキスト「リスクマネジメント」社会保険関係の該当ページを指します。

該当ページ	改定内容等										
363 項目追加	3. 社会保険制度の種類と給付目的 (⑫を追加) <u>⑫高齢者の医療の確保に関する法律</u> ・・・医療保険										
372 保険料 改定	7. 保険料 (改正) (1) 第1号被保険者 <u>保険料は定額制となっており、平成20年4月現在14,410円。</u> この・・・ (2) 第2号被保険者 (3行目) <u>平成20年4月現在の保険料率は1000分の149.96</u> (船員、坑内員は省略)										
375 記述訂正	③学生の国民年金保険料の納付特例制度 (1～2行目) b)特例納付を・・・10年以内に追納可。もし、追納がなければ、この特例期間は合算対象期間(カラ期間)となり、受給資格期間・・・ → …この特例期間は <u>合算対象期間(カラ期間)と同様の扱いとなり、受給</u> …										
390 項目追加	5. 健康保険 (2) 健康保険の種類 (③を追加) ③平成20年10月に、全国健康保険協会が新たな保険者として設立され、国から独立した健康保険(全国健康保険協会管掌健康保険：略称「協会けんぽ」として発足する。協会けんぽは、都道府県単位で財政運営を行なう方式が採用され、都道府県ごとの医療費を反映した保険料率が設定される。										
語句追加	(3) 被扶養者 ①被扶養者の範囲 (1行目) 被扶養者となるためには、 <u>原則として75歳未満であって、主として被保険者</u> …										
392 改正 差替え	図表1-22 一部負担金・自己負担額(外来・入院共通) 下記に差替え <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">年齢区分</th> <th style="width: 50%;">平成20年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳以上</td> <td>後期高齢者医療制度 1割 (一定以上所得者は3割)</td> </tr> <tr> <td>70歳以上75歳未満</td> <td>2割<sup>(注)</sup> (一定以上所得者は3割)</td> </tr> <tr> <td>69歳以下</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>うち、義務教育就学前</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> (注) 70歳以上75歳未満については、特例により平成20年4月から平成21年3月までは、一般は1割に据え置かれた。	年齢区分	平成20年4月～	75歳以上	後期高齢者医療制度 1割 (一定以上所得者は3割)	70歳以上75歳未満	2割 <sup>(注)</sup> (一定以上所得者は3割)	69歳以下	3割	うち、義務教育就学前	2割
年齢区分	平成20年4月～										
75歳以上	後期高齢者医療制度 1割 (一定以上所得者は3割)										
70歳以上75歳未満	2割 <sup>(注)</sup> (一定以上所得者は3割)										
69歳以下	3割										
うち、義務教育就学前	2割										

該当ページ	改定内容等
<p>393 記述訂正 記述変更</p>	<p>d) 高額療養費                      上位所得者：<u>150,000円+(医療費-500,000円)×1%</u>                      低所得者：<u>35,400円</u>                      (注2) 高額療養費の支払いの特例                      窓口負担を軽減するため、事前に社会保険事務所へ「限度額適用認定申請書」を提出して認定を受けることにより、一医療機関ごとの入院に係る費用の窓口での支払いを、高額療養費における自己負担限度額までとすることができる制度。</p>
<p>394</p>	<p>●外来の場合 <del>9歳未満</del> 2割 → <u>小学校就学前</u> 2割</p>
<p>394 記述訂正</p>	<p>ア) 高額療養費の負担軽減措置                      ●世帯全体での合算 (1行目)                      70歳以上の者 (<del>老人保健制度の医療受給対象者は除く</del>)                      → 70歳以上の者 (後期高齢者医療制度対象者は除く)</p>
<p>395 制度改定</p>	<p>e) 入院時生活療養費                      療養病床に入院する<u>65歳以上</u>の者に・・・</p>
<p>398 料率改定</p>	<p>(8行目)                      40歳以上65歳未満の者は介護保険料として<u>1000分の11.3</u>の保険料が上乗せされるため、<u>1000分の93.3</u>となる。</p>
<p>404 制度改定</p>	<p>(3) 国民健康保険料 (税) (6行目)                      平成20年度の限度額は、後期高齢者支援金 (12万円限度) を含めて59万円となっている。</p>
<p>409 記述変更 項目追加 記述変更</p>	<p>(3) 国民健康保険                      ②適用から除外される人                      ●<u>65歳に達した人</u>                      (③を追記)                      ③<del>退職者医療制度は原則廃止</del>                      退職者医療制度は廃止となるが、平成20年4月以降平成27年3月までの間は、65歳に達するまでの被保険者及びその被扶養家族については、経過措置として退職者医療制度が引き続き利用できる。                      図表1-27 退職後加入の医療保険制度の概要                      最下段「老人保健制度」 → 後期高齢者医療制度へ変更                      原則1割 (一定以上所得者は3割) 負担                      保険料は個人単位で年金から特別徴収</p>
<p>410 制度改定 新規項目</p>	<p>《現行の「2. 老人保健制度」はすべて削除、後期高齢者医療制度に差替え》                      2. 後期高齢者医療制度                      後期高齢者医療制度は、75歳以上の人 (65歳以上75歳未満で一定の障害状態にある人を含む) を対象とする独立した医療保険制度で平成20年4月に創設された。75歳になるとそれまで加入していた国民健康保険や健康保険から脱退し、すべての者が被保険者本人となる。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が運営にあたる。</p>

該当ページ	改定内容等																																
410 続き	<p>1) 保険料 均等割額と所得割額で算定された保険料を被保険者が個人単位で負担し、年金額が18万円以上の者は、原則として、介護保険料とともに年金から天引き徴収（特別徴収）される。ただし、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合や年金額が18万円未満の者、年金を受け取っていない者は市町村に個別納付する。</p> <p>①低所得者の軽減 低所得者については、世帯の所得水準に応じて保険料のうち被保険者均等割額が7割、5割、2割と段階的に軽減される。</p> <p>②被用者保険の被扶養者の軽減 75歳以上の者で、平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日において被用者保険の被扶養者となっている場合は、平成20年4月から9月までの6ヵ月間は保険料を無料とし、同年10月から平成21年3月までの6ヵ月間は均等割額を9割軽減（所得割額はかからない）した額となる。</p>																																
440 制度改定 新規項目	<p>(10) 高額医療高額介護合算制度の創設 1年間（8月～翌年7月）における高額介護（予防）サービス費および高額医療費を適用した後の自己負担額の合計額が、所得区分ごとに定められた一定額を超えた場合、請求に基づき超過額が返還される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">後期高齢者医療制度 介護保険</th> <th colspan="2">被用者保険、国保+介護保険</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>70歳から74歳のみ</th> <th>70歳未満を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">上位所得者</td> <td colspan="2">67万円</td> <td>67万円</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般所得者</td> <td colspan="2">56万円</td> <td>62万円</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td>Ⅱ</td> <td colspan="2">31万円</td> <td>31万円</td> <td rowspan="2">34万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td colspan="2">19万円</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 一定以上所得とは標準報酬月額28万円以上の被保険者及び被扶養者、国民健康保険は課税所得金額145万円以上。 ② 低所得者Ⅱとは、世帯の全員が市町村民税非課税（低所得者Ⅰを除く）など ③ 低所得者Ⅰとは、世帯の全員が市町村民税非課税で所得が一定額以下 ④ 平成20年度は4月～21年7月までの16ヵ月間で算定される。</p>			後期高齢者医療制度 介護保険		被用者保険、国保+介護保険				70歳から74歳のみ	70歳未満を含む	上位所得者		67万円		67万円	126万円	一般所得者		56万円		62万円	67万円	低所得者	Ⅱ	31万円		31万円	34万円	Ⅰ	19万円		19万円
				後期高齢者医療制度 介護保険		被用者保険、国保+介護保険																											
				70歳から74歳のみ	70歳未満を含む																												
上位所得者		67万円		67万円	126万円																												
一般所得者		56万円		62万円	67万円																												
低所得者	Ⅱ	31万円		31万円	34万円																												
	Ⅰ	19万円		19万円																													
466 記述変更	<p>③郵便貯金利子非課税制度 c)取扱い廃止の動き 郵政民営化以後、ゆうちょ銀行の貯金は、他の民間金融機関と同様にマル優に取り込まれ、ゆうちょ単独の利子非課税制度は廃止された。なお、民営化前に利用していた郵貯非課税制度は、通常貯金、貯蓄貯金を除く定期性貯金については、満期まで利子非課税とする経過措置が設けられている。</p>																																
531 記述変更	<p>4. 年金担保貸付制度 （(3)貸付額 と(4)返済方法をまとめて記述変更） <u>(3)融資金額と返済方法</u> 年金額の満額または定額を返済に充当する方法で、融資金額は次の3つの要件を満たす範囲内。 ① 10万円以上250万円（1万円単位）の範囲内 ② 年金年額の1.2倍以内 ③ 1回あたりの返済額（2ヵ月ごとに受けている年金支給額の全額または1万円単位の定額）の12倍以内 各期の最低返済額は、各期支給額の1割（1万円単位）で1万円を下限とする。</p>																																

以上